

読み物

6・42 表紙の私撮影・篠山紀信  
「素」の自分  
朝夏まなと

11 ありがとう  
『婦人公論』は  
1500号を  
迎えました

46 通巻1500号記念対談「産めよ殖やせよ」から  
セックスレスまで  
酒井順子×原武史  
1500冊から見えてくる  
時代のホンネ

82 イベントレポート  
嵐  
ドームを彩る「5色の声」  
魚住りえ

50 シリーズ・暮らしは「マッ」して変わっていった  
私と戦争  
第1回 笹本恒子  
真珠湾攻撃の前年、写真家に

128 清水ミチコの  
三人寄れば無礼講  
ゲスト 浅田美代子&友森玲子

135 片づけ、介護、空き家相続……

ホンネの  
実家問題

136 「読者アンケート結果発表」  
ひとたび帰ればそこにトラブルが  
私たちを悩ませます  
5大テーマは……

138 「Q&A」介護に同居が必要？  
「運転をやめてほしい」「空き家をどうしよう」  
それぞれのお家事情に、  
4人のプロがアドバイス！

140 139 「介護」太田差恵子  
141 「リフォーム」池野総克

142 141 「相続」曾根恵子

143 「ある日突然、彼は家を出て行った」  
葛藤を乗り越えて、  
父・藤村俊二を  
許した日 藤村亜実

146 「ルポ：制度の不備が、良心の欠如か」  
家族の幸せが奪われた！  
多発する成年後見人トラブル  
長谷川学

連載

小説・エッセイ

9 曾野綾子  
暮らし「こと・ひと」こと

122 鈴木保奈美 獅子座、A型、丙午  
150 山口ミルコ  
154 川上弘美 三度目の恋

158 窪美澄  
162 島本理生  
2020年までの恋人たち

176 阿川佐和子 見上げれば三月月

コラム・漫画

58 女性の病氣SOS 急性膀胱炎  
112 ひくちさんちのお茶目っ子日記  
ひくちには

ライフスタイル

71 Dear Woman: 5 (ファッション&ビュー)  
くつろぎのロング&リオン  
77 心とからだの養生学  
お腹の「ガス溜まり」を解消しましょう

新連載

44 伊藤比呂美 ショロの女  
20 中野京子の西洋奇譚

特別付録

114 「婦人公論」通巻1500号×  
日本語いき(中公文庫)コラボレーション  
ヨシタケシンスケ  
1500号ありがとうというシール  
182 3号連続購読キャンペーンのお知らせ

118 傾斜宮古い 中津川りえ  
124 江原啓之の「愛」の人生作法  
169 蓋棺録 桂歌丸  
175 海外女性通信  
183 おてかけランチ

私の時間

54 ルーク・タナクラフの  
テイタイムEnglish with  
188 婦人公論センパイ  
ふくいひろこ  
90 愛でたい男 LEO(今野玲央)

カルチャーセレクション

63 私の書いた本 伊藤亜紗  
64 BOOK

フォーラム

115 読者のひろば  
116 一句一首篇  
134 「50代からの幸福アンケート」に協力ください  
167 「女の格差アンケート」に協力ください  
170 読者アンケートに協力ください  
179 インフォメーション&プレゼントボックス  
181 次号予告

婦人公論

表紙の人・朝夏まなと  
撮影・篠山紀信  
スタイリング・菊池志真 ヘアメイク・タナベコウタ  
パンツ/カレンテージ(ブランドニュース)、トップス、ピアス、プレスレット/すべてスタイリスト私物

表紙、目次、P6~8、P9、P71~75、P77~81、P88、P112、P114、P176~177  
アートディレクション・木村裕治/デザイン・川崎洋子(木村デザイン事務所)  
目次写真・木村直帆

# 4 相続

## 89歳の母が施設に入り、実家が空き家になり、父はすでになく、母が亡くなった場合、相続税を払えるでしょうか

(64歳・画家)

回答者 曾根恵子

ま

ずは、そもそも遺産相続する際に相続税が発生するのかが否かを調べましょう。相続税には「3000万円+600万円×法定相続人の数」の基礎控除があります。このケースでは、母親が亡くなると子どもが法定相続人に。仮に相談者が2人きょうだいだとしたら、4200万円が基礎控除になります。遺産の総額がこの範囲内であれば相続税を払う必要はありません。

次に母親の財産を確認します。懸案の実家の相続税評価額はいくらになるのか。土地に関しては国税庁のホームページに全国の路線価(1㎡あたり)が表示されているので、実家の住所と土地の面積がわかれば概算できます。仮に実家の路線価が25万円で土地面積が100㎡としたら、2500万円の評価額に。なお、毎年送られてくる固定資産税の納税通知書に、土地の面積と建物部分の評価額が記載されているのでチェックしましょう。ほかに、預金、株や投資信託などの金融資産、保険金など母

親の財産すべてを確認し、おおよその総額を試算します。

その結果、相続税が発生しない場合でも、空き家の対策は必要です。空き家のままにしておく維持費や固定資産税を払い続けなければなりません。今後誰も住む予定がないのであれば、早め売却して別の資産に変えることをおすすめします。というのも、相続せず、母親が生きているうちに自宅を売却すれば、譲渡所得3000万円までは控除が適用され、税金がかかりません。ですが、そこに住んでいない子どもが相続したあと売却すると、約20%の譲渡税が課税されてしまいます。なお、相談者の実家は都心とのこと。仮に東京であれば、東京オリンピックを2年後に控え、首都圏では地価が上昇傾向にあるため、今は売り時と言われるています。

母

親の財産の総額が基礎控除を超える場合は、今から節税対策を練りましょう。簡単にいうと、相続税を減らすためには、財産を減らす、土地などの評価額を下げるこ



節税対策の一つは生前贈与。1人に対して年間110万円以下であれば贈与税がかかりません。子や孫に毎年コツコツ贈与することで親の財産を減らし、死後の相続税を減らすのです。ただし、亡くなる3年以内だと生前贈与とみなされない可能性が

生命保険の非課税枠を利用するのも一つの手です。親が亡くなったときに受け取る死亡保険は相続税の対象になりますが、「500万円×法定相続人の数」は非課税に。90歳まで加入できる一時払い生命保険もあります。

自宅の評価額が高く、財産総額が多い場合は、資産の組み替えを検討しましょう。たとえば自宅を売却して、そのお金で賃貸用マンションを買う。そうすれば売却後の譲渡税もかかりませんし、貸家になると土地建物の評価額が下がります。あるいは、自宅をリフォームして一軒家の貸家にする。節税になるだけでなく、それまで固定資産税など支出しか生まなかった空き家が、家賃という収入を生み出す。有益な活用法といえるでしょう。

なお、こうした対策は子どもが勝手にできるものではありません。高齢の親に代わって実務的な手続きは子どもがするとしても、親の意向を聞き、確認と承諾を受けることが必要。親の判断能力がなくなり、認知症の診断が下されてしまうと、預貯金の解約、不動産の売却、生前贈与などは一切認められません。親と意思疎通ができるうちに実家をどうするか話し合い、今できることから進めていくべきです。